

## 相続 宅建 H10-10-4 <<#681>>

【問】正誤をつけよ。

相続人が、被相続人の妻Aと子Bのみである(被相続人の遺言はないものとする。)。Aは、Bの詐欺によって相続の放棄をしたとき、**Bに対して取消しの意思表示をして、遺産の分割を請求**することができる。

【答え】誤り

《ポイント》 **相続の承認及び放棄の撤回及び取消し**【発展】

1 **相続の承認及び放棄**は、第915条第1項の期間内でも、**撤回することができない**。

2 前項の規定は、**第1編(総則)**及び前編(親族)の規定により**相続の承認又は放棄の取消し**をすることを妨げない。

丹我. 強迫

4 第2項の規定により**限定承認又は相続の放棄の取消し**をしようとする者は、その旨を**家庭裁判所に申述**しなければならない。(民法919条1項、2項、4項)